

自衛隊や米軍の活動の基盤となる防衛施設の安定的な運用に資する事業について

防衛施設の安定的な運用

住宅防音事業の促進

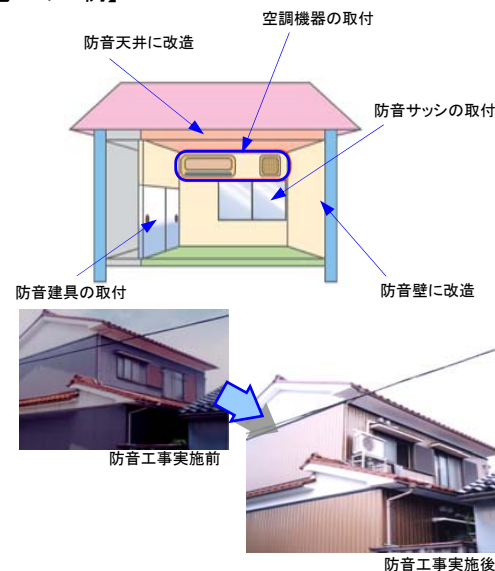
昭和48年、公共用の飛行場については、騒音の改善目標と達成期間を明らかにし、また、自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域についても、公共用の飛行場に準じて環境基準の維持達成に努めるものとする内容とする「航空機騒音に係る環境基準」が告示。

防衛施設（飛行場等）から発生する航空機騒音への対策として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条に基づき、航空機騒音が著しい区域（第一種区域）を指定の上、住宅の所有者等が行う防音工事等に対する助成を行うもの。

第一種区域（75W以上）のうち、航空機騒音が特に著しい80W以上の区域における住宅防音事業を「要望枠」で要望。

（参考）平成21年の「事業仕分け」において「他の予算を削減してでも、当事業の執行をできる限り優先すべきではないか」とのとりまとめコメントがあったもの。

【施工の一例】



提供施設の用地確保

在日米軍の施設及び区域を提供することは条約上日本政府に課せられた義務（日米安保条約第6条、日米地位協定第2条第1項、同第24条第2項）であり、民公有地については、正当な使用権原を取得の上提供。

平成24年は、沖縄の復帰から40年目にあたり、約9割の土地所有者が賃貸借契約の満了を迎え、契約更新が必要。所有者との合意が得られない場合は、駐留軍用地特措法に基づき使用権原を取得することとなり、権利取得に係る補償金支払が必要。

